

<報道発表資料>

令和6年4月23日

5月は「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」です

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）の自転車安全利用対策担当課で構成する「首都圏自転車安全利用対策協議会」は、5月1日（水）から31日（金）までの1か月間を「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」と定め取組を実施します。

令和5年中の埼玉県内の自転車乗用中の交通事故死者数は23人で、令和4年と比べ7人増加し、全国ワースト4位と高い水準にあります。

また、改正道路交通法の施行により、全ての自転車利用者を対象に乗車用ヘルメット着用が努力義務となりましたが、残念ながら、昨年自転車乗用中に亡くなられた方は、全てヘルメットを着用しておりませんでした。

県では、自転車に関係する交通事故の防止を図るため、市町村等と連携し、九都県市共通の運動重点である自転車交通ルールの遵守及びマナーの向上や、県の運動重点とした自転車乗用時のヘルメットの着用促進等と呼び掛けます。

●「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」活動概要

1 運動期間

令和6年5月1日（水）から31日（金）までの1か月間

2 スローガン

自転車も のれば車の なかまいり

3 運動重点

- (1) 九都県市共通重点
 - 自転車交通ルールの遵守及びマナーの向上
 - 自転車点検整備の促進
- (2) 埼玉県重点
 - 自転車乗用時のヘルメットの着用促進
 - 自転車損害賠償保険等への加入促進

4 統一行動日

- 5月10日（金） 自転車安全利用の日